平成２９年（フ）第２３０９号
札幌市南区北ノ沢1909番地133
債務者　只森　論佳
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２６号
札幌市北区麻生町５丁目９番１―702号
債務者　北島由貴子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６１号
札幌市北区屯田６条７丁目２番５―504号
債務者　有働　悦郎
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３７３号
札幌市豊平区月寒東４条６丁目３番３号
アークコート月寒東202号
債務者　大室　真一
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３８４号
札幌市白石区栄通８丁目３番23号　グァレンテ栄通103号
債務者　菅原　政浩
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１２号
札幌市白石区北郷６条４丁目３番８号　サンコーポラスＮｏ．２―205号
債務者　平村　彰宏
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５号
北海道士別市東丘１丁目３番５－７号
債務者　横山　智美
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第１９１号
釧路市桜ケ岡５丁目３番48号、申立前の住所札幌市白石区本郷通７丁目南１番27―303号
債務者　大森　武志
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２５４号
釧路市文苑２丁目15番17号　セブンハイツ文苑101号室
債務者　篠田　　学
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２７２号
北海道釧路郡釧路町わらび１丁目80番地
債務者　軍司　彩花
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２７４号
釧路市星が浦北２丁目４番21号
債務者　遠藤真紀子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１６５号
北海道帯広市西９条南13丁目５番地２　マサルアイ301号室
債務者　西嶋　美香
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
北海道帯広市西21条南２丁目48番24号
債務者　西川　英里
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３５６号
盛岡市西青山１丁目１番10号
債務者　佐藤　潤奈
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３８９号
盛岡市西仙北１丁目２番１号　カピトール仙北202号、旧住所静岡県駿東郡長泉町本宿151番地の１　ロイヤルプラザ小沢102号
債務者　千葉　幸恵
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４７号
群馬県高崎市上中居町278―３　レオパレスα　Ｓｐａｃｅ304号、住民票上の住所群馬県富岡市南後箇1770番地
債務者　齋藤　百年
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第８９号
岐阜県多治見市姫町５丁目１番地の221
債務者　伊藤　芳郎
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部